

達令公示第 11 号

教区会議員選挙条例施行条規を次のように公示する。

2025年6月27日

宗務総長 木 越 渉

教区会議員選挙条例施行条規

教区会議員選挙条例施行条規（1986年達令公示第4号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この達令は、教区会議員選挙条例（2025年条例公示第9号。以下「条例」という。）の施行に必要な事項を定める。

（別表及び様式の準用規定）

第2条 条例第19条の規定による郵便投票を行う選挙人の属する寺院・教会は、宗議会議員選挙条例施行条規（2025年達令公示第5号。以下「宗選条規」という。）の別表を準用する。

2 条例第10条の規定による「選挙人名簿」、条例第17条の規定による「届済証明書」及び条例第21条の規定による「当選証書」は、宗選条規に定める様式第1（選挙人名簿）、様式第3（届済証明書）、様式第8（当選証書）の規定を準用する。ただし、様式中「宗議会議員」を「教区会議員」に改めるものとする。

（投票用紙及び封筒）

第3条 投票用紙、投票用封筒及び郵便用封筒は、宗選条規に定める様式第5（投票用紙）、様式第6（投票用封筒）及び様式第7（郵便用封筒）の規定を準用し、教務所がこれを調製するものとする。

附 則

この達令は、2025年7月1日から施行する。